

## はじめに

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法及び独立行政法人大学評価・学位授与機構法に基づき、大学等の教育研究活動等の状況についての評価を行い、その結果を当該大学等に提供し、社会に公表することを目的の一つとしています。

平成14年の学校教育法の改正等により専門職大学院の制度が始まるのに併せて、司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度が新たに整備されるとともに、その中核となる法科大学院の制度が創設されました。

本制度では、法科大学院は5年以内ごとに認証評価機関の評価を受け、評価基準に適合している旨の認定（適格認定）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならないものとされております。

機構では、平成17年1月に法科大学院の認証評価機関として文部科学大臣の認証を受け、平成19年度から認証評価（以下「評価」という。）を開始し、平成20年度からは適格認定を受けられなかつた法科大学院を対象とする追評価を開始いたしました。また、法科大学院の関係各位の御意見等を踏まえ、平成22年9月に評価基準等の改定を行い、平成23年度から2巡目の評価を開始いたしました。

この実施結果報告が、対象法科大学院の教育活動等の改善に役立てられるとともに、対象法科大学院が取り組んでいる教育活動等について、広く皆様の理解と支持を得るための一助となることを期待します。